

立ちどまらない保険。

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

災害割増特約条項等 改定のお知らせ

当社は新型コロナウイルス感染症に関して特約条項を一部改定し、これに伴い「ご契約のしおり・約款」を本紙のとおり一部変更いたします。

つきましては、「ご契約のしおり・約款」とあわせて必ずお読みいただきますようお願いいたします。

1. 改定概要

- 新型コロナウイルス感染症（*1）を原因として、死亡または約款所定の高度障害状態に該当された場合、災害死亡保険金等のお支払対象とするなどの対応を行うため、以下の特約条項を改定します。

（*1）新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。

- 本対応は、すでにご契約いただいている契約を含めて適用します。（お客さまによる契約変更のお手続きの必要はありません。）

【改定対象となる特約条項】

特約条項	保険金等
災害割増特約条項	災害死亡保険金 災害高度障害保険金
傷害特約条項	災害保険金
新傷害特約条項	災害保険金
特別条件特約条項（*2）	保険金削減支払方法 特定部位不支払方法

（*2）保険金削減支払方法または特定部位不支払方法を適用したご契約において、新型コロナウイルス感染症を原因として支払事由等に該当された場合には、特別条件を適用しません。

改定後の約款の詳細については裏面をご確認ください。

2. 約款の改定

改定対象となる特約条項の「別表■（*3）対象となる特定感染症」を次の下線部のとおり改定します。

（*3）「■」には別表の番号が入ります。別表の番号は特約条項により異なります。

別表■ 対象となる特定感染症
【省略】

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフスおよびパラチフス（A01）中の ・腸チフス ・パラチフスA	A01.0 A01.1
細菌性赤痢	A03
その他の細菌性腸管感染症（A04）中の ・腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
アレナウイルス出血熱（A96）中の ・ラッサ熱	A96.2
その他のウイルス性出血熱、他に分類されないもの（A98）中の ・クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱 ・マールブルグ<Marburg>ウイルス病 ・エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.0 A98.3 A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04

（注1）上記のうち、重症急性呼吸器症候群[SARS]については、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、ます。

（注2）新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「特定感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」第6条第2項、第3項または第4項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以降は、新型コロナウイルス感染症は、「特定感染症」に含めません。